

## 別紙-4 変更の理由

片貝漁港は、九十九里浜のほぼ中央に位置しており、好漁場である九十九里沖を目前に控えた沖合、沿岸漁業基地であるとともに、避難港としての機能を有している。これらのことから、船舶の航行等に支障がないように漁港内の水深が常に保たれていることは非常に重要である。しかしながら、片貝漁港は二級河川作田川河口に位置し、また、砂浜海岸に建設されていることから、河川上流部からの土砂流入に加え、海からの漂砂による港内埋没に悩まされている。よって、恒常的な土砂堆積に対し水深維持のため、継続的なしゅんせつを行っている。

今回追加申請する水域（-2.0m 泊地）は河川上流部に位置するため、河川の流下土砂の堆積により船舶の航行及び船揚場等の利用に支障をきたしており、九十九里漁業協同組合をはじめとする利用者から水深確保の要請を受けている。

廃棄物海洋投入処分変更許可申請にあたっては、海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の特性を把握するため、追加で 12 地点（うち、追加申請区域は 8 地点）における水底土砂の判定基準の分析を行った。その結果、いずれの地点も判定基準に適合することが確認されたことから、この 12 地点を含むしゅんせつ区域の追加変更、それに伴う海洋投入処分をしようとする廃棄物の量の変更を申請するものである。